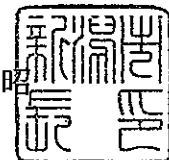




新 廃 政 第 2 9 1 号
平 成 2 8 年 7 月 2 7 日

新潟市清掃審議会
会長 松原 幸夫 様

新潟市長 篠 田



新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直し及び
ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて（諮問）

このことについて、下記のとおり諮問いたしますので、ご審議の上、答申賜りますようお願いいたします。

記

1 諮問事項

(1) 新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて

<諮問理由>

市では、平成24年2月に策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、ごみの減量・リサイクル対策を行っており、近年はごみ排出量が減るとともに、リサイクル率が向上しています。

現計画は、平成24年度から平成31年度までを計画期間とし、また、平成28年度までを短期計画期間とし、中間目標年度である平成28年度において、短期計画期間の実施状況を踏まえ施策の見直しを行うことにしています。

つきましては、計画の中間見直しにあたって、幅広い御見識と市民の視点からご審議いただきたく、諮問いたします。

(2) ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて

- ・事業系廃棄物：10キログラムまでごとに 130円【据え置き】
- ・家庭系廃棄物：10キログラムまでごとに 60円【据え置き】

<諮問理由>

市では、平成19年2月16日における「政令市移行後のごみ減量施策のあり方について」の答申書に基づき、「手数料は3年を基本として見直しを行う」ことにしております。

つきましては、前回の審議から3年目となるため、この度の処理手数料の見直しにあたって、幅広い御見識と市民の視点からご審議いただきたく、諮問いたします。

2 答申希望時期

諮問事項（1）について 平成29年1月末

諮問事項（2）について 平成28年9月末